

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

令和7年3月10日現在
医療法人 洸和会
井上内科小児科医院

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者がご利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	井上内科小児科医院 (岡山県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業所の所在地	岡山市東区東平島 921-1
指定番号	岡山県指定 3310115039 号
代表者名	井上内科小児科医院 井上裕史
電話番号	086-297-9333

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態となった場合においても、療養上の管理及び指導を行い、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】
① 管理栄養士は、医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、患者又は家族に、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、助言を行います。 ※ 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする方又は低栄養状態にあると医師が判断した方が対象となります。
② 作成した計画を利用者、家族に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者、家族に対して文書等で提供するよう努め、速やかに記録を作成するとともに医師又は歯科医師に報告します。
③ 概ね3月を目途として、当該計画の見直しを行います。

4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	資格	員数	通常の勤務体制
居宅療養管理指導従事者	管理栄養士	3名	・非常勤者(3名) 勤務時間—午前9:00～午後6:30

- ①担当管理栄養士は、常に身分証を携帯していますので必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当管理栄養士の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業所は、担当管理栄養士が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当管理栄養士を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

5. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ①営業日 月曜日～土曜日まで但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、木曜日を除きます。
- ②営業時間 月・火・水・金曜日 9：00～12：30 15：30～18：30
土曜日 9：00～12：30 15：00～18：00

6. 緊急時の対応等

緊急時等の体制として、転送電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。

7. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています
居宅療養管理指導サービス提供料として（1割負担の方の場合）
居宅療養管理指導費（I）

- ・ 単一建物居住者が1人の場合 545円/回
- ・ 単一建物居住者が2～9人の場合 487円/回
- ・ 単一建物居住者が10人以上の場合 444円/回
- ・ 1回の指導に要する時間は30分以上で月2回を限度。

注1）上記の他、健康保険法等に基づき、医療に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2）上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3）居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

8. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

連絡先：086-297-9333

担当者名：井上 裕史